

平成 22 年 第 2 回

# 高森町議会 6 月定例会会議録

平成 22 年 6 月 8 日 開会

平成 22 年 6 月 15 日 閉会



高 森 町 議 会

6月8日（火）

（第1日）

## 平成22年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成22年6月8日

午前10時05分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

5番 甲斐 廣國君

6番 後藤 和昭君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
6月 8日（火）	本会議	提案・説明・質疑・付託
6月 9日（水）	休 会	総務常任委員会
6月10日（木）	〃	文教厚生常任委員会
6月11日（金）	〃	建設経済常任委員会
6月12日（土）	〃	
6月13日（日）	〃	
6月14日（月）	本会議	一般質問
6月15日（火）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 4 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

【平成22年度高森町一般会計補正予算 第1号】

日程第 5 同意第 2号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 6 同意第 3号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 7 同意第 4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 8 議案第35号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第 9 議案第36号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

日程第10 議案第37号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

- 日程第 1 1 議案第 3 8 号 高森町男女共同参画推進条例の制定について  
 日程第 1 2 議案第 3 9 号 高森町職員の給与の一部控除に関する条例の制定について  
 日程第 1 3 議案第 4 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
 日程第 1 4 議案第 4 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
 日程第 1 5 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度高森町一般会計補正予算について  
 日程第 1 6 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度高森町介護保険特別会計補正予算について  
 日程第 1 7 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について  
 日程第 1 8 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番  | 森田勝君  |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番  | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番  | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番  | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

- |            |        |           |       |
|------------|--------|-----------|-------|
| 町長         | 藤本正一君  | 副町長       | 宇藤信幸君 |
| 教育長        | 渡邊哲郎君  | 総務課長      | 色見隆夫君 |
| 住民福祉課長     | 後藤秀希君  | 税務課長      | 村上源喜君 |
| 産業観光課長     | 後藤正三君  | 産業観光課審議員  | 甲斐敏文君 |
| 建設課長       | 瀬井公吉郎君 | 会計課長      | 甲斐末久君 |
| 教育委員会事務局長  | 佐伯実範君  | 総務課長補佐    | 杉田則秋君 |
| 住民福祉課長補佐   | 廣木富八君  | 税務課長補佐    | 橋本和則君 |
| 産業観光課長補佐   | 古庄良一君  | 建設課長補佐    | 色見継治君 |
| 高森東保育園園長代理 | 熊谷優子君  | 色見保育園園長代理 | 瀬井類子君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会議務局長 古澤 建生 君      議会議務局庶務係長 後藤 一寛 君

開会 午前10時05分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、おはようございます。

さて、梅雨も間近になってまいりましたが、議員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。また、本日は、第2回の高森町定例議会を開会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、国におきましては、普天間基地問題や政治資金問題等で鳩山総理も9カ月足らずで辞任をされました。短命の内閣が続きまして、国政の不安定が経済にも悪い影響を及ぼしております。

特に地方におきましては、景気回復の見込みも立っていない状況です。去る4日には、菅直人総理大臣が就任をされ、昨日、組閣がなされております。新政権におかれましては、国政の安定化を図っていただきまして、一日も早く経済の回復をお願いをするものでございます。

また、来月には参議院選挙を控えておりまして、今後の動向を気にするところでもございます。しかしながら、高森町といたしましては、行政の流れを止めるわけにはいきませんものですから、粛々と事業を進めてまいりたいと、そのように思っております。

また、宮崎県で発生いたしました口蹄疫は未だ終息の見込みがなく、本町の畜産農家の方におかれましては、心配の耐えない日々が続いておるところでございます。町といたしましても、緊急に補正予算の専決を行いまして、畜産農家に対しましては、消石灰の配布、さらにはループ橋手前での進入車両に対します防疫剤の散布などを早急に対応しているところでございます。また、その対応の仕方といたしましても、第1回目には5月の13日から14日にかけて、約140戸の農家の方々に420袋の消石灰の配布をいたしました。また、雨等も降りました関係上、第2回目は5月の24日から5月の31日までに、やはり140戸の方々に560袋を配布をいたしております。また、4月に予定されておりました家畜市場が延期となりまして、畜産農家の経営は大変厳しくなっているところでございます。出荷予

定をされております子牛に対して支援策を検討いたしているところでもございます。本会議中に追加提案をさせていただきたいと、そのように思っております。私といたしましても、早く終息することを心から願うものでございます。

また、梅雨に入りますと、大雨によります災害の発生も予想されております。備えあれば憂いなしと申しますが、十分に防災体制を整えまして、災害を最小限に抑えるように努めてまいりたいと、そのように思っております。

本日は、定例会に上程いたします議案につきましては、報告1件、承認1件、同意3件、条例案件4件、予算案件3件、その他の案件が3件の15件となっております。

何卒よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、6月定例会の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成22年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

住民福祉課長補佐 岩下公治君からは、公務出張のため欠席届がっておりますので報告します。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番 甲斐廣國君、6番 後藤和昭君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。5番、甲斐です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成22年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月8日から6月15日までの8日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月15日までの8日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（三森義高君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） おはようございます。

報告第1号、繰越明許費に係ります繰越計算書の内容について報告いたします。

今回の繰越は、平成22年2月12日の第2回臨時議会において、平成21年度一般会計補正予算（第8号）で議決いただきましたきめ細かな土木対策事業費の工事請負費をはじめとする地域活性化きめ細かな臨時交付金事業や、国の緊急経済対策事業でありますところの地域活性化公共投資臨時交付金事業並びに地域活性化経済危機対策臨時交付金事業の各事業の繰越に関するものであります。

繰越金の総額は6億8,050万4,000円となっております。そのうち最も大きいものは、第2款総務費、第1項総務管理費の携帯電話等エリア整備事業の3億9,486万4,000円。

次に、第7款土木費、第2項道路橋梁費の道路改修事業の1億2,381万2,000円となっております。

その他各事業の繰越内容は、繰越明許費繰越計算書に記載のとおりであります。

現在、各事業とも早期の事業完了を目指しまして、推進しているところでございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

○議長（三森義高君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。



-----○-----

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

【平成22年度高森町一般会計補正予算 第1号】

○議長（三森義高君） 日程第4、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第5号をご報告を申し上げます。

平成22年度高森町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

専決いたしました内容は、4月の20日に宮崎県におきまして、口蹄疫が発生をしたことに伴い、感染拡大を防ぐために防疫措置を実施することになり、畜産農家に対する経済的支援を実施するために、緊急に補正をする必要が生じたことによるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ300万円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと38億3,200万円となります。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

債務負担行為補正の追加につきましてご説明を申し上げます。後ほど、歳出のところでも申し上げますが、今回の宮崎県での口蹄疫の発生により、貸付け等が予想される熊本県家畜疾病緊急対策資金利子補給分の追加でございまして、貸付限度額は1戸当たり500万円を限度とし、3年以内に返済と聞いております。

歳入についてご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正の財源は、地方交付税250万円、また県補助金50万円の増額補正を財源として充当いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。

8ページに、第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目の畜産事業費、第3節職員手当等につきましては、国道325号線の宮崎県との県境に職員が2名ずつ、朝夕交替で消毒を行っておりますが、その際の時間外手当等の2カ月分を計上いたしました。

11節の需用費につきましては、畜産農家へ配布します消石灰1,000俵、約20トンでございまして、含む経費を計上いたしました。

また、19節負担金補助及び交付金につきましては、先ほど負担行為の説明の際に申し上げましたとおり、今後、貸付けが予想される熊本県家畜疾病緊急対策資金

利子補給分を計上したものでございます。

以上、専決した主なものについて概要を説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

町長が申されましたように、口蹄疫の問題も大変な問題でございまして、非常に畜産農家にとりましては、誠に恐ろしい口蹄疫でございますけれども、町におかれましては、緊急に専決処分をされまして、このような対策をとられましたことにつきましては、非常に良かったなあと思っておる次第でございます。

マスコミ等でお聞きいたしますと、この口蹄疫、初期の対応が非常にまずかったということで、大変な広がりを見せておるわけでございますけれども、県の方でもこの口蹄疫の問題について、いろいろ対策をされておると思っておりますけれども、担当課長の方です、マスコミ等いろいろな情報は入っておりますけれども、正式にきちっとですね、どういう県としての対応、あるいは町村としての対応を、こういった場合にやっていくかということが話し合いができておると思っておりますので、その報告ができましたらお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。自席からの答弁をお願いします。

○産業観光課長（後藤正三君） 今のご質問で、対応策ということだと思います。対応策については、対策本部を県で設けております。阿蘇郡ではですね、現在のところ、対策本部というのは設けておりません。しかし、対策会議をこれまでに2回やって、こういう場合にはこうするという打ち合わせは行っている現状でございます。

実際に、もうちょっと近づいてきた場合には対策本部を立ち上げていかなんというような、県の振興局との話で、県の対策本部から出たものを振興局が受けて、阿蘇管内の行政で話し合うという形を現在のところっております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 関連になりますけれども、防疫対策、そういうものについては、今、町長の方からもお話がありましたように、ある程度、万全にやってこられたというふうに思っております。

それから、利子補給、これもですね、大事なことでございますけれども、もう

一つ、やっぱり市場が開催されませんので、2カ月以上、まあ3カ月も我が家で養わなきゃならんということで、そうとう、何頭、高森町におったのかよく分かりませんが、阿蘇市あたりではですね、大体1頭に1万円ずつぐらい助成しようということになっておるようでございます。大体1カ月に養うために2万円程度、経費がかかるんじゃないかというふうに思っております。できれば、今議会中に何らかの方策をですね、考えてほしいなあと、畜産農家もそこらへんを期待しておるんじゃないかというふうに思っておりますので、もし町長さん、考えがございましたらお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。自席からの答弁を許します。

○町長（藤本正一君） 今、5番議員さんがおっしゃいましたように、この消石灰につきましてはですね、私も大きくは申しませんでしたけれども、一番宮崎県は県境でもございます。高千穂と本当に近隣の町村でございますので、そういうことを考えますと、一番にやはり消毒関係はするべきじゃないかということで、連休明けにはですね、こういう対策を考え、そのときに初めて500俵という数字が出まして、5月の、先ほど申しましたように、13日には配布ができるようになりました。その後、先ほど申しましたが、雨がかなり降りましたものですから、あれは消石灰というのは流れますものですから、その後に再度500俵ということで、今回31日までには全部1,000俵、約20トンですけれども、配布をしたということでございます。それで一応は、消毒関係についてはですね、そこまで心配しなくていいんじゃないかということでございました。

その後、今、5番議員さんが申されましたように、4月の25日の市、今度は6月に予定されておりますけれども、どうしても今お聞きいたしますと、この2回は中止で、7月の1日の日に南阿蘇畜協は開くというふうに県連の会長からお聞きをいたしました。このままの状況で終息すれば、またこの畜産関係も順調に伸びていくんだろうかなと、そのように思っております。そういう中で、この4、5、6という期間の中でですね、今おっしゃいましたように、牛を大きくするための餌、また大きくなることにおいて、私は大きくなれば高くなるかなと、その程度の認識しかございませんでしたら、決してそういうものじゃなくて、やっぱり時期が来れば、ちゃんと子牛を販売し、そしてまた肥育は肥育という、またそういう餌のやり方、また育ての仕方が違うんですよということを初めて今回は知ったところでございますけれども、そういうものを含めまして、先ほど申しましたように、この本会議中にですね、急いで、今、案をつくっております。その案が出来次第、本会議中

に追加提案をさせていただきまして、皆様方にご理解を求めたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。

ただいま子牛に対する、4月中に出されなかった子牛に対する助成というような話が出ましたが、これは4月市場の子牛だけが該当じゃなくてですね、素牛であります母牛ですね、この各家庭で飼育されています母牛に対してですね、これは何とかやった方が広くですね、行き渡る金額が多額にならないように、その分を広くやった方がいい。これは委員会の中で、またいろいろお話しは出ると思いますが、現在ですね、母牛の方が高森で219頭、色見地区で404頭、それから草部地区が514頭、野尻が279頭ですね。全部で1,416頭、素牛が飼育されておるわけです。こういうやつにですね、1万とか2万とかじゃなくて、子牛の1万とか2万じゃなくて、広くですね、1,000円でも2,000円でも餌を配給できるような、飼育頭数に対してやるような形もいいんじゃないかと思えます。

それからですね、町主催の保留牛品評会、これも非常にやっぱり難しいんじゃないかと思えますので、そのへんも検討しながらですね、畜産農家の全家庭にわたるようなやり方をとられたらどうだろうかというふうに感じております。今後、これは産業観光課の方で、また建設委員会の方で、十分に検討してですね、皆さんに行き渡るような、心配は一つも変わらんわけです。市場に出すはずの子牛だけじゃなくて、飼育されとる頭数全部、みんな心配されておるわけでございます。また、放牧もできなかったわけでございますので、そのへんを十分に検討されてですね、広く行き渡るような状態にもっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） はい。意見としては十分気持ちは分かっております。ただ、私どもの場合は、もちろん畜産は大事でございます。林業も大事、農家の野菜づくり、高冷野菜も大事、ナスも大事、皆、大事なものばかりでございます、その中でですね、そういうときの被害が出たときに、どのような対策がされるかというのは、畜産だけじゃない部分も、またこれは私どもも大きく考えとくと、今回の口蹄疫だけでやるというとですね、なかなかちょっと全体的に広げるのは難しい部分があるんじゃないだろうか。ただ、今回は市に出て、どうしても収入を得ることができなかつた、それに対して目の前の被害の方をですね、優先して今回は応援

をした方がいいんじゃないかなと、そのように今考えているところでございます。これは私が思うことであって、是非、今議会中に追加提案として出しますので、それは是非ご審議をしていただきたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 予算はですね、大体どういうふうに出されてこられますか分かりませんが、その範囲内ですね、そういうやり方、手法があると思います。4月市場に出なかった子牛に対して1万円とか、南阿蘇村もそうですけど、1軒の家で14頭を出すはずだった人は14万円とか、また今度、7月1日、もしも市場開催なされん場合は、そういうところの問題も出てきますので、本当はですね、そういうことじゃなくて、市場の度にそうじゃなくて、町としては母親に対してですね、餌1俵とか、2俵とか、そういう形の方がいいんじゃないかと。それに1万とか2万とかすると、莫大な金額になりますので、今、町長が言われたように、野菜とかがロータリーを打ったときはどうするかというような感じのところもございまして、そうじゃなくてですね、特定の伝染病でございまして、今度の場合はそういう広く行き渡るような形をした方がいいんじゃないかと、私は感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかに。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

今の関連について、ちょっと町長にお伺いします。

農協はですね、実際、もうこの口蹄疫が始まった時点において、子牛1頭当たり20万円ですね、餌代ということで、一応、当高森地区において、六十何頭かな、1,300万円余り、高森が一番多うございます。申込みがあったわけでございますが、隣県ですね、南阿蘇村においても、子牛について1頭当たり1万円、それから阿蘇市においても1万円ということで、畜産農家に対して補助がなされております。今、5番の和昭議員が言われますように、この伝染病はですね、いつから始終入ってくる伝染病じゃありません。特にこういうときは、入ったときこそですね、やはり畜産農家、それから農家を助けるような形をとってもらわんとですね、先ほど町長が言われますように、野菜がどうの、ナスビがどうのじゃなくてですね、特にこういう伝染病はいつから始終入ってくるものじゃございません。特にこういう点について、町長がどう思われているのか、ちょっと私はお聞きしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、農協の方の20万円のお話も出てきましたけれどもですね、もう農協さんの方は20万円先に出して、後から入れたら取るということになりますから、うちの場合はですね、取る方じゃなくて、そのまま支給して応援をします。背中を押してあげるのが今回の仕事でございますから、1万円配るとか、1万円また出すわけでございますけれども、この被害というのが、なかなかこの牛の被害とういうのはですね、簡単に判断ができるものじゃない。ただ、今の近隣町村の動向等を見ますと、その市に出されて、そのときに現金収入を得るという予定だったものが現金収入を得ることができなかつた、その被害に対して援助をしようという、もともと目的がですね、その全体的な、前のBSEのときの牛のごつですね、あれとはまた違った意味でですね、おかげさまで病気は入ってきておりませんが、その被害に対しての援助をやるというのが今回の大きな目的じゃないかなあと。それが4月の市で確かに50万円いただけるのがなかつた、6月の市でなかつた。ということは、その間、100万円の収入を得る方々がゼロですよ。しかし、ゼロではないで、逆に餌代がかかって、肥育とかそういうものがなされたから、それに対しての援助をしようという気持ちですから、その親牛も払えということですね、なかなかそうなってくると、肥育なされる方たちもですね、何かそういうところに入る、補償としてですね、補償というか援助するとしては、肥育なされた牛にも何からの形をせんことには、やっぱり風評被害といいますか、そういう被害的なものがあつたんじゃないかなと、ある程度は一線を引いて援助をしていきよらんと、後からがですね、私が皆さんに逆に迷惑をかけるような状態になるんじゃないかなという思いで、今回はその収入を得ることができなかつたという点の応援をするというような気持ちでございます。私が言うまでもなく、もうご存じの方ばかりでございますけれども、一番苦しいときですね、農家は植え付けしたばかりで、何一つ現金収入はない。しかしながら、家で生活する以上は、毎日がガス、電気、水道と、お金は1円もなくて通るわけじゃございませんものですから、そういう面をする。そしてまた、生き物が4月と6月に販売ができるものが販売できなかつたという分の、その分の援助ではなからうかなと、そのように思っております。親牛ももちろん、親牛おつての子牛ですから、何ら問題はありませんけれども、そこまで広げていいものかどうかはですね、是非、今から検討することですから、まだ今から追加提案するわけですから、是非、議員の皆さんにも十分検討をしていただきたいと、そのように思っております。それを議員さんと一緒に、議員さん方々にも納得していただく、それぞれが納得してですね、早くこの議会中に結論

を出して、一日も早く、せつかくのことですから、皆さん方にこの議会としての対策を講じるということをごすね、お知らせができるような状況にもっていきたくと思いますので、是非また一緒に検討方をよろしく願いをいたしたいと思ひます。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） いろいろな意見が出ましたけれども、大体さつき町長さんが言われたように、2カ月養うたけん太った、牛がえらい太ったけん、高うなるばいと思つとると、そうじゃないようでごさいます。牛の数が全体的にこの宮崎県が18万頭か数が減ったけん、これは高うなるなら、えらい私たちもいいと思つておりますけれども、もしごすね、2カ月間も追加して養うてから、えらい安かったというごすね、これはもう農家の減収というものは、まあ多頭飼育しておればおるほど、大きな被害になると思ひます。いろいろ利子補給とか、貸付けとかあります。しかし、借つたものはもうどうしたっちゃ、やっぱり払わにやいけませんので、今の状況の中でえらい銭借ると、なかなかごすね、返すのも大変ごさいますので、そこらへん考へていただいて、多少額が少なくても、やっぱりもらう方がごすね、これの方が農家にとってはいいんじゃないかというふうに思つておりますので、ほかの地域もそういうふうな形で検討されておるようでごさいますので、また議員さんも一緒になって、これは検討しなきゃなりませんけれども、そういう形での方が私はいいいと思ひますので、よろしく一つお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 産業観光課長、これは町主催ごさいますご、保留牛の品評会、これは例年どおり行う予定ごさいますご。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 保留牛品評会についてはごすね、今、畜協が、とにかく市場が開かないということで、畜協さんが、先ほど町長が言ひましたように7月1日と、そうすると6月分についてを7月27日を予定してゐるということで、これについては最終決定ではありません。というのは、畜協さんの理事会に諮つて正式決定するごすね。その中で今、畜協さんとも話してゐるごすねけれども、そこらへんまでごすね、この市場の問題がありますご、具体的にはお話ししてませんけれども、保留牛品評会については、県の品評会等もありますご、それについてはどうしようかということで、畜協さんとも正確な話はしてゐませんけれども、場合によっては開くのが難しいかなというのは考へておひます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 畜産農家の声ですけど、今年は取りやめてですね、その分を今の形に上乘せしたようなことがいいんじゃないかというふうな声が随分と上がっておりますが、それはとにかく担当課長でございますので、会議にもう入ると思えます。町主催でございますので、よその町村は考えんで高森町が主催しとるわけでございます。そのへんは十分に検討されてですね、適当かどうかということを考えながらやったがよいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 同意第2号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第3号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第7 同意第4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（三森義高君） 日程第5、同意第2号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、日程第6、同意第3号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について及び日程第7、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第2号から第4号まで、議会の同意を求めます高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

今回のご提案は、本年6月30日付けで任期満了となることから、引き続き選任いたしたくご提案をするものでございます。

同意第2号、高森町大字高森1231番地、吉良禎人氏、並びに同意第3号、高



森町大字芹口2007番地、江藤明德氏の学識経験を有する委員としてお願いをするものでございます。両氏は、人格、識見とも高く、最適人者であります。

また、同意第4号につきましては、役場職員から1名として、総務課長の色見隆夫君をお願いをするものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山です。

総務課長に質問いたします。

今、町長の方から説明がありましたけれども、懲戒審査委員会、これはいかなる性格のものなのか、それと委員はどのような方が何名おられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。自席からの答弁を許します。

○総務課長（色見隆夫君） 高森町職員のですね、懲戒処分に関する規則に基づきまして委員を選出しているところでございます。委員の構成につきましてはですね、一応委員会は3人の委員をもって組織する。委員は町職員の中から1名及び学識経験を有する者の中から2名を議会の同意を得て、町長が任命するというような条項になっております。

まず、懲戒審査の目的でございますが、地方公務員法第29条第1項の規定に基づく職員の懲戒処分について、その基準及び審査等に関する事項を定め、もって懲戒処分の公正を確立することを目的として行っております。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） なかなか難しい字で懲戒と書いてありますけれども、漠然的には大体分かりましたけれども、今、総務課長の方から縷々説明がありました。

この懲戒審査委員会、今、説明があったように、なるべくなら開かれない方がいいんだと思いますけれども、過去に懲戒審査委員会が開かれたことがあるのか、それは大体何回ぐらい開かれているのか、そのへんのところをお伺いしたいと思います。

そして、すみません。そういうのはちゃんと議事録にとってあるのかどうか、そのへんもお伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 内容についてはですね、一応現状としまして、昨年はありません。過去遡ればですね、数件はあっておりますが、こちらの方で非違行為といたしますか、懲戒処分の内容としましては、減給から戒告、それから停職までございますが、このあたりも含めましてですね、審議するものでありまして、これは必ず個人の問題等で裁判沙汰等にもなるということから、確実に会議録は残してあります。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、同意第3号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 議案第 3 5 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（三森義高君） 日程第 8、議案第 3 5 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第 3 5 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。

現在の広域連合議会は、構成市町村の市長、町村長、市議会議員、町村議員からの、それぞれ 8 名の議員を選出、合計 3 2 名で構成されておりますが、構成市町村の声が反映されない、任期のずれで補欠選挙が度々行われているなどの指摘と、これらを解消するようにとの要望が町村会、町村議会議長会、市議会議長会等から上がり、今回の変更案の提出となりました。

変更案では、議員定数を構成市町村と同数の 4 5 名、選出方法は議員または町から市町村議会で選挙、任期は市町村の議員または町の議員とするものです。適用時期は、平成 2 3 年 2 月 1 4 日からとし、今回の変更は構成 4 5 市町村の同文議決であることを申し添えます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 5 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 5 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 36 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

日程第 10 議案第 37 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（三森義高君） 日程第 9、議案第 36 号、辺地に係る公共的施設の整備計画について及び日程第 10、議案第 37 号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第 36 号及び議案第 37 号でご提案申し上げました、辺地に係る公共的施設の整備計画についてご説明申し上げます。

まず、議案第 36 号、草部地区の辺地整備計画につきましては、道路条件が悪い路線が残されており、通勤・通学や地域産業の発展に支障を来している現状でありますことから、生活道路環境の改善及び安全性の確保のため、町道を 5 カ年で整備するものであります。

また、議案第 37 号、河原地区の辺地整備計画につきましては、生活道路として重要な路線であります町道大戸ノ口本河原線が近年、大分県からの大型車両等の多数流入により、緊急車両や町民バスなどの通行に支障を来している状況であります。このことから、生活道路環境の改善及び安全性の確保のため、町道を整備するものであります。

いずれも、事業実施に伴い必要となります財源に辺地債を予定するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財源上の特別措置に関する法律に基づきまして計画を策定し、その議決が必要になりますことからご提案申し上げるものであります。

なお、辺地債につきましては、元利償還金の 80%が地方交付税の基準財政需要額に算入されますことにより、町財政にとりまして、非常に有利なものとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号及び議案第37号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第38号 高森町男女共同参画推進条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第11、議案第38号、高森町男女共同参画推進条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第38号、高森町男女共同参画推進条例の制定について説明申し上げます。

高森町総合計画で、本町は先人が自然と共存して守ってきた緑の財産を活かして、住む人に豊かさ、訪れる人に感動を与えることができるふるさとを基本テーマとし、新しいまちづくりを展開するとしています。

こうしたまちづくりを進めていく上では、男女平等を基礎とし、住民一人一人が人権を尊重し合いながら、性別に関わりなく、自らの意思によって、個性と能力を十分に発揮するとともに、責任を担い、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野で参画することが重要です。

しかし、現実には、未だに性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因も根強く残っており、男女が共に輝き、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

高森町は、住民と協働して、こうした課題に積極的に取り組むために、この条例を制定することにいたしました。

第1条に目的、第2条に基本理念、第3条に町の責務、第4条に住民の責務、第5条に事業者の責務、第13条から第15条まで、町男女共同参画審議会に関する規定を設けております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第39号 高森町職員の給与の一部控除に関する条例の制定について

- 議長（三森義高君） 日程第12、議案第39号、高森町職員の給与の一部控除に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

- 総務課長（色見隆夫君） 議案第39号でご提案申しあげました高森町職員の給与の一部控除に関する条例の制定についてご説明いたします。

今回ご提案申しあげます条例につきましては、職員の給与について、原則、直接現額を職員に支払うこととなっておりますが、地方公務員法第25条第2項の規定によりまして、条例において職員給与から一部控除ができますよう、今回、条例の整備を行うものであります。

以上、ご説明申しあげましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申しあげまして、説明を終わります。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 日程第13、議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第40号でご提案申し上げました職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、本年6月30日から施行されますことに伴い、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務の条文を加え、その対象となる職員を明確にするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第14、議案第41号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第41号でご提案申し上げました職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案第40号において説明いたしました育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、本年6月30日から施行されますことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の有無などの状況に関わりなく、職員の育児休業をすることができることとする改正です。また、休業期間を57日間とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申

し上げまして、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言訂正の申し出がっております。

総務課長 色見隆夫君から、発言の訂正の申し出がっておりますので、発言を許します。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第36号、辺地に係る公共施設の整備計画につきましてご説明申し上げました内容の中で、芹口地区と申さなければならないところを、草部地区と誤って申し上げました。正しくは、芹口地区ですので、訂正をいただきますとともに、お断りの方を申し上げます。どうもすみませんでした。

-----○-----

日程第15 議案第42号 平成22年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第15、議案第42号、平成22年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。



○町長（藤本正一君） 議案第42号で提案いたしました平成22年度高森町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、歳入歳出ともに国の電波遮蔽対策事業及び熊本県からのパスポート発行事務の権限移譲に伴うものでございまして、色見地区広域農道沿いの別荘地域の地上デジタルテレビ放送を受信するための対策、また防火水槽の設置やIC旅券用交付窓口端末機の整備など、総額4,938万9,000円の増額を補正するものでございます。

これを現計予算と合算いたしますと、総額で38億8,038万9,000円となります。

以下、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第10款の地方交付税につきましては、補正の財源といたしまして700万円の増額を行うものであります。

14款の国庫支出金3,710万円につきましては、色見地域広域農道沿いの別荘地域地上デジタルテレビ放送を受信するための施設整備事業の補助金を受け入れるものでございます。

第15款の県支出金10万円につきましては、学校給食食育推進指定校として高森東中学校が指定されたことに伴います補助金でございます。

第16款の財産収入の不動産売払収入につきましては、県行造林小弾団地の一部の立木売払分収金として367万5,000円を受け入れるものでございます。

また、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2款の総務費、6目町有林管理費、第19節負担金補助及び交付金につきましては、歳入の説明の際に申しましたが、県行造林小弾団地の一部の立木売払分収金367万5,000円を受け入れ、その半額を契約に基づきまして、尾下県行造林組合に配布するものでございます。

同じく、11目の企画費3,710万円につきましては、色見地区の別荘地域共聴施設整備事業のための補助金でございます。

18目交通安全対策費100万円につきましては、南阿蘇村と共同で行います交通安全手形スタートアップ事業と称する交通安全普及及び活動費の助成金を計上するものでございます。

19ページをご覧くださいと思います。

第3項の戸籍住民基本台帳費につきましては、10月よりパスポートの交付事務が熊本県から移管されることに伴いまして、受付事務を行うための端末機の設置経費等を計上したものでございます。

第4項の選挙費につきましては、7月の参議院通常選挙が予想されますことにより、その経費を調整をいたしたものでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

第7款土木費、道路維持費につきましては、町道敷地内の寄付に伴います分筆、所有権移転等の登録手数料でございます。

また、委託料につきましては、町道敷地内に個人名義が残り、所有権移転登記ができずに、支障を来している箇所の解決を図るために、弁護士に資料作成等を委託する経費でございます。

第8款の消防費、第3目消防施設費につきましては、草部南部小学校の校長住宅地跡地に40トンの防火水槽を設置する経費を計上してございます。

第9款教育費、2目の事務局費につきましては、臨時職員の通勤手当の補正並びに平成23年度から予定しております学校給食の民間委託の先進地視察の経費、及びスクールバスのタイヤ交換の経費を計上いたしております。

また、第3項の中学校費、3目学校施設管理費につきましては、高森東中学校体育館のドアを改修する経費を計上したものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

一番最初にですね、ちょっと質問するとよかばってん、消防のですね、交付金でこれは一応各家庭に防災の煙探知機かな、あれをもう町の方でも準備をしておられると思いますが、私が思いますに、あれは交付事業ですので、入札で1業者ということになると思いますが、できますならですね、町の中にも業者が4、5件あります。できますなら、2,500世帯余りの家庭に取り付けるわけでございますので、1件当たりですね、500世帯ぐらい均等にされて、そういうふうな入札の方法も考えておられるのかどうかをちょっと聞きたいと思います。

それから、今、無線でですね、各家庭に設置するような情報が流れておりますが、

あの情報はですね、寝室というようなことがされておりますので、私はやっぱりキッチンか食堂あたりがですね、やっぱり一番に取り付けるところじゃないかと思っております。1件当たり2、3個は恐らくこれと付けにやんとだろうと思っておりますので、そういう点についてどう思われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 2番議員、森田議員につきましては、今、関連する部分についてのみ審議したいと思いますので、委員会等でまたその点があれば質問してください。よろしくお願いたします。

○2番（森田 勝君） はい、分かりました。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） はい。6番 後藤です。

これは歳出の方ですけど、庁舎の浄化槽ポンプ取替工事53万4,240円、これも上げてありますが、下の男子トイレですね、玄関のところに入って奥詰めの、あそこがもうタイルが剥げて何年となりますが、今なおそのままですが、あれは補修する気持ちはあるのですか、ないのですか、どういう気持ちか、総務課長さん、よろしくお願いたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。自席からの答弁を許します。

○総務課長（色見隆夫君） 大変、本当に玄関口でですね、見苦しい状況をお見せしておりますが、今回ですね、庁舎内を一応全部見回って、確かにご指摘のところも今回補修するようにしております。本当に遅くなりましたこととお断り申し上げます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） はい。玄関でございます。来客の方もたくさんおられるわけですが、職員の方も相当気付かれとると思いますが、やっぱりですね、各担当課長おられますが、庁舎内の月例会もある中で、そういうやつは話し合いながらですね、これは外飾も大事ですけど、やっぱり庁舎内をきれいにしていくというようなことも大事じゃなかろうかと思っておりますので、そういうやつはですね、気が付かれた課長さんたちも助言をして、総務課長ばかりじゃなくて、全体でですね、どういう形でやっていくかというようなことを検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

常任委員会の中で詳細に説明はあると思っておりますけれども、今、町長の説明の中で、通行安全手形スタートアップ事業、これは簡単にいえば、どういう事業なんで

しょうか。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） この事業はですね、高森警察署、それから高森町、南阿蘇村、三者で連携をしてですね、今後、交通安全の推進を図るものでありまして、特に今回ご提案申し上げている内容につきましてはですね、今年度に入りまして、二輪車等によります接触事故、2、3日前は死亡事故等がっております、本来、この内容をですね、今、十分協議しておりましたが、やはりこの数カ月でですね、死亡事故等が発生しているということで、少しでも早くということで、今回、補正で上げておりますが、内容としましてはですね、バイクによる入込み客に対し、通行安全検定などを実施して、認定証等をですね、発行して、地域内を周遊させ、かつ交通安全意識を向上させる事業としてですね、進めてまいりたいというふうにして考えておりますので、どうぞご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、分かりました。これは通行安全でよかったです、交通安全じゃなくて。はい、分かりました。

続いて、11ページ、これも町長の方から説明がありました道路維持費の中の50万円の弁護士委託料、これは町の顧問弁護士の委託料とは別なんでしょうか。別であれば、町の弁護士あたりに委託されている金額内ではできないんでしょうか。そのへんのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 確かにですね、おっしゃる内容はあるかと思いますが、今回ですね、お願いしている内容につきましては、町道敷地内に何軒かの、まだ名義変更が終わってない部分があります。そして、その中で改めてですね、そのあたりを調査するとともに、その内容を十分、弁護士等に依頼する場合には、これは別途予算が必要になるということで、今回計上させていただいております。詳しい内容につきましては、建設課長の方から再度申し上げたいと思ひます。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。自席からの答弁を許します。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 今回の補正は、町道内に残るですね、個人名義物件の所有権登記がですね、まだ未解決のためですね、町としても再三交渉等をしてですね、和解によって解決したいと思ひましたけど、なかなかその一人の方がですね、できませんので、現実的には交通に支障があるような事件も発生しておりますので、警察とも協議してですね、数年、対応してきましたけど、やはり事故とかあった場合

ですね、やはり道路管理者としてですね、厳正に管理するために、時効取得の目的をもってですね、解決を図るかどうかということのお話がありましたので、今回、専門のですね、弁護士さんにご協議を申し上げてですね、一応進めたいということで、委託料の補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。

総務課長さんに、今までの顧問弁護士ですね、今健在ですかどうですか。何か噂に聞くとところによるとですね、今までの顧問弁護士さんはちょっと体調を崩されるような話を聞きましたが、いかがでございますか。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 総務常任委員会の方では、一応ご報告を申し上げたいというふうにして考えておりましたが、確かにですね、今、ご質問のように、今までの弁護士の坂本先生の方がですね、軽い脳梗塞を起こされたということで、辞退されました。それで、同じ後輩としてですね、九大出身のですね、竹永先生をご紹介いただきまして、町長と一緒に伺いして、一応、決定をして、4月、5月は坂本先生、そして6月からですね、新しいその若手の弁護士さんの方に再委託したという状況でございます。この部分については、総務常任委員会の方でまずご報告させていただこうと考えておりましたので、ちょっと逆になって申し訳ございませんでした。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 5月までというようなことでございますが、バトンタッチが完全になされたら、議会でやっぱり報告せんといかんと思います。そのへんをですね、やっぱりできるだけ後手に回らないようにですね、委員会も大事だけど、このやっぱり本会議の中でですね、全議員にやっぱり知らせるのが一番じゃなかろうかと、そして委員会の中で検討して、いろんなことを進めていけばいいんじゃないかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第43号 平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 日程第16、議案第43号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

- 住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第43号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に2億2,775万円を追加し、その総額を7億6,634万5,000円とするものです。

6ページの歳入で、県の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、認知症対応型施設整備分2,625万円と、定員29名以下の特別養護老人ホーム整備分1億150万円、合計1億2,775万円を受け入れ、7ページの歳出で同額を各施設に交付するものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第44号 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 日程第17、議案第44号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第44号で提案いたしました、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明をいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を変更することなく、予算執行に伴う歳出の組み換えを行うものであります。

それでは、歳出の組換補正についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

一般管理費の人件費につきましては、4月の職員異動に伴う給料を113万円、職員手当108万6,000円、共済費22万2,000円を減額補正、賃金につきましては臨時筆耕人夫賃6カ月分65万6,000円を増額、役務費の補正につきましては、現在、大切畑地区飲料水確保事業に伴う配水池の敷地を購入するための土地登記手数料25万円を増額、公有財産購入費につきましては、大切畑地区飲料水確保事業に伴う用地200平米の購入費6万2,000円を補正、予備費につきましては144万3,000円を増額補正いたしました。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

どうも失礼しました。職員異動等の給料をですね、110万3,000円に訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第18、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月9日から6月13日までは休会としたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、6月9日から6月13日まででは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時40分



6月14日（月）

（第2日）

## 平成22年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成22年6月14日

午前10時05分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
1番	立山 広滋	高森町の観光について	<ul style="list-style-type: none"><li>・観光の位置付けと今後の方向（計画）性</li><li>・観光スポット（湧水館、高森峠）の入込客数、収益等（費用対効果）</li><li>・観光交流センターの利活用</li><li>・町観光協会との関係強化</li></ul>

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	立山 広滋 君	2番	森田 勝 君
3番	田上 更生 君	4番	甲斐 直三 君
5番	甲斐 廣國 君	6番	後藤 和昭 君
7番	甲斐 正一 君	8番	相馬 俊行 君
9番	三森 義高 君	10番	後藤 英範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	藤本 正一 君	副町長	宇藤 信幸 君
教育長	渡邊 哲郎 君	総務課長	色見 隆夫 君
住民福祉課長	後藤 秀希 君	税務課長	村上 源喜 君
産業観光課長	後藤 正三 君	産業観光課審議員	甲斐 敏文 君

建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	甲斐末久君
教育委員会事務局長	佐伯実範君	総務課長補佐	杉田則秋君
住民福祉課長補佐	廣木富八君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
税務課長補佐	橋本和則君	産業観光課長補佐	古庄良一君
建設課長補佐	色見継治君	高森東保育園園長代理	熊谷優子君
色見保育園園長代理	瀬井類子君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長	古澤建生君	議会議務局庶務係長	後藤一寛君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時05分

-----○-----

- 議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
お諮りします。  
お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

- 議長（三森義高君） 日程第1、一般質問を行います。発言を許します。1番 立山広滋君。

- 1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山です。

本日は、一般質問は1人ということで、だいたい1人につき1時間が限度とされているわけなんですけれども、まあ今日は昼間でも1人で2、3時間してもOKということをおっしゃられたもので、ゆっくりしゃべりますので、答弁の方も町長以下執行部の皆さん、ゆっくり分かりやすく答えていただきたいと思います。

さて、この議員にとってですね、いろいろ発言の機会がありますけれども、皆さんご存じのように、年4回の定例会の中で、初日に執行部が出された提案に対する発言、そしてまた各種常任委員会の中での発言、そしてこのような一般質問、まあ緊急質問と一般質問がありますけれども、一般質問、いろいろ発言の機会があるわけなんですけれども、この一般質問というのは、議員にとってはですね、執行部の皆さんと喧々諤々やり合って、自分の政策なりを執行部の皆さんに少しでも認めさせたいということで、一生懸命勉強して、いろいろ質問するわけなんですけれども、また、町民の皆様にとってもですね、もうこの一般質問というのは、一番の関心事ではなからうかと思っております。

単に一般質問といいますけれども、いろいろ町の方でもですね、年度年度でいろんな事業をなされるわけなんですけれども、この一般質問を通じてですね、町長以下執行部の方が、あれはよか意見言いよるばいなあということで、そういうような意見をですね、少しでも取り入れていただく場でもあると思います。そのためには、質問する側もクオリティの高い質問が必要だろうし、町長以下執行部にとっても、

それをどう真摯に受け止めて、政策の場に反映させるのか、それも一番大事ではな  
かろうかと思えます。

前置きが長くなりましたけれども、21年度末ですかね、各町民の家庭に、こ  
のような高森町の総合計画というのが配布されたわけなんですけれども、平成21  
年度に策定された、今言いました高森町の総合計画基本構想、基本計画の中で、冒  
頭、町長がご挨拶の中で言っておられるまちづくりのテーマ「未来に残す緑の財産、  
自然の大切さ、住む人が豊かな心を育むまちづくり、野の花と風香る郷創生物語」  
ということで、その中でそれがテーマになっておりますけれども、それでその中で  
協働というのが大きな柱ということも書いておられます。これはどういうことかと  
いうと、住民、地域、行政機関が一緒に取り組むというところで協働というのが書  
いてあります。そしてまた、このようなことも書いてあります。「行政主導でない、  
真に住民がまちづくりを行う住民自治を目指すための計画」ということは、一番始  
めに町長のご挨拶の中で書いてありますけれども、そこでいよいよ本題に入ってい  
ます。通告どおり質問いたしますので、答弁の方、よろしく願いしておきま  
す。

まずはじめに、今回の質問は、高森町の観光についてということでございます。  
それで、まずはじめに、これは産業観光課長になると思いますが、観光とい  
っても、いろんな自然をそのまま利用した観光もございまして。そしてまた、いろ  
いろ設備投資をした観光地があると思えますけれども、今回の質問の中身はですね、  
湧水館、それと高森峠、これにちょっと絞っていきたいと思えますので、この2つ  
の施設の入込み数と収益、すなわち費用対効果ですね、それはどのようにしてい  
るのかお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） まず、湧水トンネル公園に関してですけれども、こ  
れにつきましては、平成21年度が約15万人です。その収入につきましては約4、  
170万円でございます。

それから、高森峠につきましては、高森峠につきましては、千本桜、桜ま  
つり等を行っておりますが、道路沿いであるために、入園料等は特に取っておりま  
せん。現在、頂いておりますのが、道路ですので、桜の整備協力金ということで頂  
いております。それにつきましては大体1台100円で、協力金が大体120万円  
ぐらいでございます。

それから、1台で、その桜まつり期間ですけれども、大体2人以上の方が乗っ

て来られます。それから、バスが1台500円頂いているんですけども、バスにつきましては、二、三十名の方が来られますので、具体的な人数というのは、通常通る人数とかは、そういうのを含めて把握しておりませんが、大体1万2,000台ぐらいですので、1万台ぐらいですので、平均いたしますと3万人が桜の期間に来られてるかなあと。

それを過ぎますと、峠については、そんなにたくさんの通行があるわけではありませんで、年間を通じても四、五万人の方があそこを歩いていかれるかなあと考えております。それに付きます協力金が120万円と。

それから、峠についての経費ですけども、草刈り作業、それからトイレ等の施設管理、それから桜まつり期間に警備員を配置しないと危険ですので、警備員を配置しました大体の経費が450万円ぐらいです。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、湧水館の方で、21年度が15万人の4,170万円ということでしたけれども、湧水館が21年度だけしか出してありませんけれども、過去、オープンしてからどのようになっていますかね。

それと、現在、湧水館の運営方法はどのようになっていますか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。自席からの答弁を許します。

○産業観光課長（後藤正三君） すみません。データについて、湧水公園につきましても、平成7年度から開始しておりますが、データの的には平成16年度から持ってきております。大体、入園者が平成16年度で26万6,000、それから減りまして21万7,000、21万6,000、それから平成19年度にまた減りまして18万4,000、20年度が17万1,000、21年度が15万ということでございます。

それから、入園料につきましても、平成16年度というのは、入園料を300円に上げた年ですね、それからのデータしか持ってきておりませんので、すみません。平成16年度が7,300万円、17年度が6,000万円、18年度が6,000万円、19年度が5,100万円、20年度が4,700万円、それから21年度が4,100万円でございます。

運営につきましては、町直営で、現在、徴収についてを観光協会の方に委託しております。管理すべてにつきましては、町直営でございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、課長の方から答弁がありましたように、16年度からの入込み数及び収益の数字が上がりましたが、先ほども言いましたようにですね、観光行政は単に自治体のみで力ではありませぬし、観光には必ず観光産業が伴うものでありますから、民間の協力と力をどう結集しえるのかということも重要であるかと思えます。それで、徴収部分が観光協会に委託ということですが、この16年度から7,300万から21年度4,170万、この使途についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。自席からの答弁を許します。

○産業観光課長（後藤正三君） 先ほど申しました通常管理に徴収委託、設備の管理で、清掃作業等で、大体通常約1,900万円、年間によっては微妙に違いますけれども、それから本年度につきましては危機管理ということで、先ほどもありましたように、議会からも以前、一般質問で危機管理はどうなっているんだということで、21年度については危機管理2,000万円、公園整備でこれについては一般財源を使っておりますが、それから公園整備ということで補助事業で一部公園整備等を行っております。その他につきましては、会計上、基本的にはトンネルで要る費用分については、トンネルに回しますけれども、余った部分については、もう一般会計ということで、回して、その金をほかの観光に使ってるとのことじゃなくて、全体をプールして使っているという形になります。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、分かりました。

そこで、町長にお尋ねいたします。町長、今、収益の一部はいろいろ費用に使って、残りは一般会計に繰り入れているということなんですけれども、あそこの徴収部門を町の観光協会に委託しているということですので、いっそ、これ町の観光協会に全部委託するか、若しくはですね、もう収益の1割程度、まあ具体的数字は分かりませんが、それをもっと町の観光協会の方に委託していただいて、民間の活力を存分に引き出せるように、そういう交付金といいますか、お金の一部を観光協会に出していただいて、観光協会が主に運営していただくというのは、町長、どのように、私はそれがいいと思えますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。答弁席からお願いします。

○町長（藤本正一君） 1番議員さんの質問にお答えいたしますが、内容につきましては、今、観光課長の方から申したとおりでございます。大変、協賛金ということで、当初はお願いをいたし、私になりまして16年度から、駐車場整備、いろんなもので300円ということで値を決定いたしまして、ご協力をいただきました。そしてまた、16年には今、数字をおっしゃいましたように、約7,000万円ほどの収入があったということでございます。ここ7年余りで約半減までいきませんが、約60%ぐらい減ったということでございます。私が言うまでもなく、その間に久木野のあそ望の郷、また西原の萌の里、あそこらあたりで車が止まったりとかですね、せつかくの道路網整備も俵山トンネルで景気づくかなということが16年度でございましたけれども、その後がそういうことで、途中で止まると。そしてまた、これだけの経済対策をなされておる中でも、デフレ、外でお金を使わないというのが一般的な今の家庭でございまして、自分方から昼食、いろんな弁当と途中で買ってでも、山で遊んで帰るといふ、そういうお金をこれだけの財政が冷え込んでおるわけですから、そういう形になっております。

そういう中で、今、指定管理者の方をお願いしたらどうかというようなご意見だったかと思えますけれども、当初、私どもも各分野から、アグリセンター、また物産館、温泉館、できるものから順次、官よりも民へという指導のもとに、またそれが一番地元を活性化、そして地域のためになるということで、今進めてまいっておるところでございます。それで、交流館を18年にオープンいたしました、そのときにすぐ観光協会をお願いをし、そしてまた観光協会だけでの案内所だけでの収益で運営はできないということで、トンネルの集金、入場料徴収に携わっていただいております。お金を全部お願いをするというのが、私どもも逆に言うならば、やり方としては一番安心はしてできる状況でございますけれども、まだトンネル自体がそういうもともと観光向きに造ったトンネルではございませんで、もともと汽車が通るトンネルでございまして、やはり人を入れる、一つの危機管理をしていく、また整備をしていくまでには、整備が完了するまでにはですね、私どもの方の行政の方で携わらんことには、それまで指定管理者に責任を持たせるというのは、少しよくないんじゃないかなというふうで、課長が申しましたかどうか分かりませんが、4,200万円のうちの1,800万円は維持管理と、その後にもまた2,800万円ほどの整備をいたしております。いろんなその整備は、いろんなできる範囲内の利用ができる国の施策、いろんな補助、補正ができるようなところをですね、一番利用価値のある制度を使いながら、今進めております。整備等が終わればです



ね、是非、指定管理者の方をお願いをしたいというような気持ちは変わりません。

また、その中でも、いつも、今日は議員さんの方からもですね、このトンネルで水が断水したにおきまして、旧国鉄の方から補償があつてございます。数億の補償が3つに分けてございますけれども、その数億の補償をされた中に、電気料というのがございます。大体、最低でも金利は5%ということで計算をなされてございまして、それで基金をもとにして運営をするようにということで決定がなされておりました。しかしながら、今の状況から見ますと、数億にしてもですね、金額的なものは何百万、電気料に満たないということでございます。その電気料に満たない分をですね、今、水利組合、農業水の方から何とか少しでも補っていただければという陳情は毎年来ておりますけれども、何とかそこはですね、また農業をされる方に努力をしていただきまして、故障とかですね、機械も20年の30年も経てば故障するわけでございますから、そういうものを含めまして、今、我慢をして努力を、節水、また如何に水を管理よく有効に使うということで、農業団体の方々にもお願いをして、今進めておるところでございます。

そういう整備が終わり、全体的な水利権という問題も少しはございますけれども、水利権自体はですね、私どもがどうのこうのという問題ではございませんけれども、やはりまたそういう諸問題も抱えておる。まだはっきりこれといって手打っていないのが今の現状でございます。1番議員さんがおっしゃいましたように、できる限り早くですね、整備、またそういう農業用水関係、そしてまたそういう水利権問題の諸問題が解決されればですね、そのように指定管理者の方をお願いをしたいという気持ちでございます。これが官から民へやると、そしてまた、民の方々の活力を生み出す方法だと、それにはそのように思っておりますので、そういう機会がくれば、是非お願いをしたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい。今、町長の方から、近い将来、もうそういう指定管理者等に移行する予定であるということですが、これまた一つ提言といえますか、私があそこの湧水トンネルに行ってみて感じることでございますけれども、周辺の整備はまた後で言いますけれども、あそこの西側の駐車場ですね、あそこからトンネルの入口まで数百メートルあると思っておりますけれども、あそこの西側の入口の駐車場に立って、トンネルのあそこを眺めてみますとですね、何かもう両脇が汚くてですね、何のインパクトもないんですよ。なら、行ってみろうかという、そういうインパ

クトがない。そういうところも今後ですね、非常に財政難ではありますけれども、そういうところの整備もしていただきたいと思います。

それと併せて、今も言いましたように、湧水館からあそこの下町の住宅ですね、あそこで道路が、住宅も立派になりましたけれども、道路も立派になっておりますし、そこから町の観光交流センターですね、そこに足を運んでいただくためにも、歩道の整備もなされております。

そこで、今度は町の交流センターの利活用についてお尋ねしたいと思います。現在、町の観光交流センターはですね、町の観光協会が指定管理者ということで、指定管理料を年間300万円だったですかね、を町の方が指定管理料を払って、町の観光協会が運営しているわけなんですけれども、特にですね、もう課長、町長もお話がお耳に入っているかと思いますが、観光交流センターの厨房ですかね、非常に観光協会としても飲食部門に力を入れようと思うが、非常に厨房の使い勝手が悪いということで、大幅な改修ができないものかという話が上がっていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 交流センターの食品のスペースについては、先般の観光協会の総会がありましたけれども、収益といたしますか、収益性については、ある程度の収入は上がっているんですけれども、それだけ経費がかかっているということで、観光協会としてもいろいろ考えておられます。例えば、よくお年寄りの方が待たれますので、お年寄りの方にちょっとした軽食が出せるですね、そういうふうにして経営努力はされております。

今言った改修の問題なんですけれども、基本的には指定管理をお願いしております。その中で町に届けると、その指定管理を受けた方がですね、ある程度、改修していいと。もちろん基本原則は、元に戻して、返すときには返してくださいということが基本原則ですけれども、町に届けて、ちょっとこういうふうに改修していきたいと、使い勝手が悪いのでということであれば、それを改修することは内容次第ですけれども、不可能ではありません。改修は可能でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、課長の説明だとですね、観光協会の方で何もかも費用は出してくれ、そういう話のようですが、それですか。全部、費用は出すんですか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 基本的な考えですね。だから、町が出してくれないと

というのは、その改修をどうやるかということの内容がないと、町がこの時点ですましようということじゃなくて、指定管理が一応決まっていますので、基本的考えはそういうことなんですということで、抽象的な内容に対して、町が出します出しませんというのは、この場では言えません。基本的にはそういう考えがありますので、そういう内容で、こういうふうに改修したいけれども、そうすると利用度が上がると、これは将来的にも結びつくので、町の方でも何らかの手当をしてくれないかと、具体的な話になったときに、町は検討を入れるというところで、基本的にはそういう指定管理の協定があるということでございます。だから、出すとか出さないとかいうことじゃなくて、基本的な話です。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい。すみませんね、基本的な話が分からなくて。

そこで、今先ほどから、いろいろ団体の名前、町の観光協会の名前が出ていますけれども、町の観光協会とですね、ほかにもいろいろ各種団体がありますけれども、町の観光協会との定期的な意見交換とか、そのような場を設定されてやっておられるのか、おられないか、お尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 定期的な意見交換というのは、特にやっておりません。交流センターに行って、状況を話を聞いたりとか、観光協会の事務局の方から来て、こっちで話を聞いたりとかですね、要件があれば、出向いて要件を話し、電話で連絡すると、定期的には行っておりません。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） これはよく議場でも一般質問等でも話し合われますけれども、第1次産業にすれば、農協、森林組合、各種団体との会合、そして今、この観光については町観光協会等との会合、いろいろ町長もそういうところとは連携を密にしてやっていくという答弁も、課長の方もよく聞きますけれども、これは話だけで、なかなかもう何年もこういうことを各種団体との会合をですね、密にやっておられないということですが、今後もこのような状態でいけますか。それとも、もう少し緊密な仲といいますかね、しょっちゅう連絡を取り合って、町の提言をいろいろ聞いたりして、町からの要望を聞いたり、もっとコミュニケーションを図る必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 連絡を密にやってるかやってないかという、非常に

難しいんですけども、基本的な会議は当然出席をしております。それから、事務レベルでは、観光協会にこちらから出向いてですね、いろんな話をしたり、観光協会が来て話をしたりということで、こちらの方から現在は観光協会の方にこういうことをお願いしたいということで、経済対策で100%補助なんですけれども、1名、観光協会の方に雇用していただいて、商品開発を今後進めるということで、既存商品の調査研究をやってくださいというふうに、そういうふうに、こちらからお願いして、そういうことをやったり、観光協会からお願いがあって、こっちが対応していくと、それはお互い共同でやっています。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、この観光協会も含めてですね、各種団体が町内にいろんな分野でありますので、机上の論理だけじゃなくてですね、町長以下、積極的にですね、そういう場を設けていただいて、いろんな声に耳を傾けていただきたいと思えます。

それと、最後になりますかね、これは順番が逆になったわけですけども、最後のまとめとしてですね、町長の方にお伺いいたします。高森町ですね、今後の観光の位置付けと方向性、計画性、それはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、観光協会との関係、また今後の町の観光の方向性と、観光事業の方向性ということでございます。私がえらい話をするまでもなく、本町もこれまで第1次産業ですね、大きく伸びてまいりました。そういう中で、企業誘致とか、工業団地並びに大型商店街やら、いろんな問題が発生いたしまして、大変バイパス沿いに大きな店が来た。そしてまた、第2次産業、第3次産業の方が発展をみているということでもございます。

こういう中で観光協会といたしましてもですね、この阿蘇全体、そしてまた阿蘇全体のネットワーク、だから高森だけの感じじゃなく、阿蘇全体を網羅したものが必要であろうと、そのように思っております。

それと、新幹線の開通が来年度でございます。また、来年度はイベントも、国が行いますねりんピックというのも、いろんなイベントの中で観光協会の中でもやろうということで、今進めているところでございます。

私どもが、この観光、いろんなもちろんこの自然を大事にしながら、そしてまたこの景観を皆さん方によくご紹介していきながら、進めていく上にはですね、や

はり生活も一つの盾でございますから、生活もできなくてはならないというのが観光協会のボランティアだけでは済まない部分があると、そのように私は思っているところでもございます。

そういう中で、今、世界遺産の、阿蘇を上げてですね、熊本県を上げて、世界遺産の方に登録をお願いしたいということで、20年度だったですかね、カテゴリーIということで、一番上に、トップにこの熊本県の世界遺産はなされております。その世界遺産の中のもう1段ランクが下ということじゃございませんけれども、やはりこの自然をそのまま資産として、皆がこの生活環境をしとるということで、ジオパークということで、今、色見近くまで含んで、今、ジオパークというのが進めてございます。これは早ければ来年度にはジオパークということで認定されるんじゃないかなと、そのように期待をいたしておりますけれども、ただジオパーク、世界遺産に登録されてもですね、私どもの生活にえらいネットを被せて、ここは掘ってはいけません、ここは木を切ってはいけませんだけではですね、地元の者としては、町を守る者として、生活ができない。だから、できる限りですね、6合目上とか、7合目上に、そういうネットはかけていただいて、それから上を大事にする。しかし、今のこういう生活状況の中では、下の5合目あたりはですね、その地主さんとか、国有林はちょっと関係ございませんけれども、いろんな地主さん、昔でいいますなら、草切り場とか、刈干場とか、いっぱいございます。そこまでにえらいネットは被せないでくださいというのは、強く要望いたしております。また、そのようなことであれば、生活環境もごろり変わる、木を切ってはいけませんとか、いろんな1種、2種、3種、普通地域とございますけれども、そういうものを含めて、今お願いをいたしております。一番不可欠なのは、如何に私どもの町に入込み客、そういうのを呼ぶか。

ただ、今、16年の7,000万が、21年度には4,200万になったということなら、先ほど、少しいい訳気味に申しましたけれども、本当にそのお客さん方の観光客の方々の思いがとても変わってきていると。昔のように、感覚が1泊で、本当は泊まり客の方々に多くお出でになっていただきたいんですけども、なかなか通過型とか、まあその分だけ道路網整備も出来たということでございましょうけれども、できる限りの、もっとインパクトの強い観光地をというふうに思っております。もう食文化、そういうものにつきましては、高森町といたしましても、十分でございますし、また、水の源ということで、大変人気も得るわけでございます。今、そういうものを含めまして、今、阿蘇地域のデザインセンターと一緒に

ですね、ご協力をいただいております。

いろんな、今年はたまたま100キロマラソンは、口蹄疫の問題で中止になりましたけれども、ただ今度も6月の27日に予定をいたしております、もう24回、25回目のはなしのぶコンサートの方も、これは延期にするとということでお願いいたしました。また、七夕の方も7月の5日から予定をいたしておりましたけれども、飾り付けには何ら問題ございませんが、やはり大きなお客さん方が、これは車だけを消毒すれば済むという問題じゃございませんものですから、そこにやっぱり人が入ってくるにおきましては、消毒剤からいろんな物を取り入れて、できる限りそういうこの一つの私どもの畜産の基幹産業でありますことについても、守っていかないと、そのように思っております。

それと、今回、新幹線、そしてまた今は阿蘇熊本空港でございますけれども、竹田の方から、また荻町の方から、また高千穂の方からもですね、大変、阿蘇熊本空港についての利便性を大変考え、そしてまた多くの方々が熊本空港を使っておられます。そういう意味を含めると、大戸ノロ本河原線といいますけれども、向こうの方は県道でございます、新波野線の方は県道でございます、あらずじは荻町の方から改良がなされております。県の方の道路等も、あと200か300メートルぐらいでは、町の町道に入ります。そうすると、私どもの方からも、あと2,800メートル、約3キロの道路網を整備すれば、本河原の方に入りますと、とてもそういう面につきましては、ただ車の飛行場の方に乗るための道路網じゃなく、やはりですね、そういう車が通行することにおいて、やはり車は通るだけじゃございませんで、いろんな間には立ち寄ってお買い物をしたり、また立ち寄って山を眺めたりと、そういう場所づくりには、今回の道路制度等も含めてまいろうと、そのように思っております。なかなかちょっと言葉が悪うございますけれども、今、金太郎飴みたいな感じですね、どこに行っても、温泉、キャンプ場、物産館と、町にないところはございません。どんな山の地域の高いところに行っても、温泉もございます。物産館もあります。もう必ず物産館、温泉館、キャンプ場と、もう付きものが付いてしもうてですね、もう昔のように、ここだけしかキャンプ場がないというなら、それはキャンプ場の方が発展いたしますけれども、もうどこに行ってもそういう状況で、各市町村ともそういう頑張りを見せておられますので、なかなかこの努力をしていくのは大変でございます。

しかしながら、高森町はそういう意味を含めると、水の源でもあるということと、そしてまた温泉館につきましても、少しは減少はしておりますけれども、や

はり減少しながらも、よそ等にいろんなデータをいただきますと、比べれば、ある程度、町の方の温泉館の方も運営がなされております。なかなかその時代時代で、大変流れ、考え方、やはり経済のことから、流れ方から、考え方から、いろんな子どもたちの遊び具合から、やはり変わってきますということでございます。昔のようにですね、子どもが必ず外で遊ぶという条件なら楽しゅうございますけれども、今の子どもさん方は、家に帰ればゲーム、テレビ、いろんな遊びが揃うとりますので、私どもが思うように、今現在いけないということでございます。今回の観光問題につきましては、私ども行政だけができるという問題じゃございませんで、地域のいろんなペンションの方、また温泉館の方、休暇村の方、飲食店の方、本場にいろんな方々の協力を受けてですね、一丸となって、この観光問題には取り組まないことにはうまくはいかないと、そのように思っております。今後とも、私どもも民間に渡す以上は、民間のノウハウを十分出していただく、またそれを出していただくように、私どもが後ろから背中を押してあげると、それが一番大事な基本であるというふうに思っております。是非、地域のそういう観光関係の方、また飲食店、いろんな方々ですね、知恵をお聞きをし、頑張りたいと。今、その分について、普通のそういうコミュニティがうまくいってないんじゃないかなというものが、1番議員さんのさっきの意見だったかと思いますが、それも含めてですね、今後、観光問題につきましては進めてまいりたいと、そのように思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、町長のお話、分かりましたけれども、以前、ここ2、3年ですね、帝京大学の荒井教授の方が学生を連れてきて、観光ですか、いろいろ提言されたわけなんですけれども、そういうような提言はどのように反映されているのか、今まで提言された中でですね。

それと、町長のお話にありましたように、どこの自治体、町村にも温泉館とか物産館があると。ただ、47、県内の町村、また日本全国1,724市町村、自治体の中でですね、果たして、さっきから話しているトンネルですね、湧水館、トンネルを目玉にした観光施設は、あってもそう多くはないんじゃないかと思うんですよ。だから、今後はですね、帝京大学の先ほど話しましたように、荒井ゼミの学生たちの提言、今までどう提言を受け入れてこられたのか。そして、これは一つ提案なんですけれども、役場の方にも前年度から何か相談員さんがいらっしゃいますけれども、この観光面もですね、観光を専門に勉強した方、まあ何年単位か分かり

ませんけれども、そういうような人を町として受け入れてですね、産業の要ということで観光があればですね、町の方もそういう姿勢を出していただいて、観光に対していろんなことを素人の人たちにいろいろ提言していく、そういうような雇用、1人か2人、そういうふうな雇用も大事ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、帝京大学の方のお話も来ましたが、帝京大学さんの方もですね、お陰様で約5年ほど、毎年やっております。本年も8月の23日から、大学生が約28名ほど来るようになっております。前は民泊をさせていただいて、各役場の課長さん、いろんな方をお願いをし、2、3名ずつホームステイをしていただきました。今回は、最終的な意見がここにまとまってきておりますけれども、報告書も来ております。この報告書に基づいて、本年度、再度、来るというふうになっております。8月の23日から27日まで滞在するというので、この報告方々ですね、ここに報告書が出来てございますけれども、いろんなこの町の様子、そしてまた今が何が必要かというのについては、来てございます。ここに熊本県阿蘇郡高森町の挑戦と、阿蘇高森産ナス、ヒゴムラサキの誕生とか、そういう諸問題についてデータ等から出てきております。ヒゴムラサキにつきましてはですね、森田議員さんが、東京の方にですね、お行きになりまして、十分ナスを女将さんの会か、何かそういう感じだったと思います。一緒に行っていただきましてですね、そういう話がありましたと。なかなか一年中を通して、東京というのは出荷をする。出荷しながら、ヒゴムラサキにつきましては、ものすごい評判でしたと、何とかして送っていただける方法はないだろうかという話はお聞きをいたしました。そういうのを含めて、この観光に役立てていくということでございます。

観光はどこでも百何十ありますけれども、今、湧水トンネルみたいなところは、ざらにはないと、それは本当にそのとおりでございます。トンネルで一番利用されとるのは、この前、高千穂の方の焼酎を貯蔵すると、そういう利用をされているところもございますし、ワインもしたらいかがでしょうかとか、シイタケ栽培には菌が同じ温度で、シイタケ栽培にはいかがでしょうかとか、そういう話は結構ございます。なかなかそれを実行に移す、一つ誘致するというとですね、うちの場合はトンネルが入口が1カ所だものですから、なかなか観光の方をメインにして入れる中で、同じところからいろんなシイタケ栽培とか、いろんなものを出すのはとても、なかなかやりにくいと。ただ、ワインみたいに、その3年も5年も寝せていいものなら



ですね、あれから向こうに今閉めてあるから、先にあと1,500メートル、トンネルがございます、残っております。どのようなこともできますし、思うちゃおりますけれども、やはり会社の方々も数社の方が視察にお出でになりました。なかなかその運搬、手前の500メートル、全体的な入口から1,000メートルほどございますから、それを中に運搬するというと、なかなか経費がかかってとか、そういう意見を聞いております。これ以上に湧水館を利用する、ただ湧水館の場合は忘れてはいけないのは、先ほど申しましたように、農業用水にも使わにゃんと、それをですね、農業用水を汚染することもできませんし、なかなかその利用価値がですね、少ないと。今のところは、水が流れる上に蓋とか、回りを張って、皆さん方に行っていただいておりますけれども、やはり最終的なものは、やっぱり水を汚すことが一番困るわけがございますから、なかなかそこまでは話がまだまだ難しい部分があるというふうに、今考えております。しかしながら、チャンス、いろんなものがあって、できるものならですね、やっていこうと。発電所も起こそうということで、発電も造ってですね、せめてトンネル内だけの発電はでけんかということで、今、機械もまだ座ったままでございます。なかなか小さな回転で、大きく電気を起こす、次から次にやはりタッチして行って大きくするものかと思っておりますけれども、あのトンネルの範囲内が決まっておりますので、なかなか大型のそういう発電機を据えるというのは、ちょっと不可能であるというような東海大学の先生からも、そんなお話を聞いたところでもございます。しかしながら、決してあきらめとるわけじゃございませんで、何らかの形で一つの活性化をするというふうには思っております。今の現状はそうでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） だから、今、町長がおっしゃったように、今のような話、私は初めて聞きましたので、先ほど課長にも申し上げましたように、だから町観光協会を中心としたところと、喧々諤々、常時、言い合う必要があるんじゃないかということで、先ほど提言申し上げましたので、その点、よろしく願いしておきます。それと、町長、私が最後に質問しました、町でですね、観光専門の人を雇い入れて、いろいろ提言してもらおう、それをさっき質問しましたけれども、それはどうお考えでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） はい。失礼いたしました。今、うちの方の審議員さん、高野さんでございますけれども、今、あの人には防犯的なもの、子どもさん方の安心・

安全、そしてまた地名を出していいかどうか分かりませんが、野尻、草部地域、大変高齢者が多い地域でございまして、今、振り込め詐欺、いろんな詐欺等に警察の方々も躍起になって、テレビ、運動、毎日なされております。そういうものを含めて、高齢者の方々もなかなか耳が不自由だったりとか、やはりどうしても体が不自由だったりすると、どうしても孫にも会ってないと、騙されやすいという言葉が悪うございますけれども、そういうものがないように、今、そういう団塊の人、高野さんという審議員を置いていただいておりますことと、それと野尻出張所、草部出張所に対しまして、大体なら若い職員を配置するのが、もっと活発というよりも、もっと利便性があるんじゃないかなろうかというような話もございましたけれども、やはり若い人が行っても、地域の高齢者の顔をまだ覚えきりません。そしてまた、地域が集落が点々としておりますものですから、まずそういうことをしとる時間もないということで、今、職員のOBの方を2人配置をいたしております。この方たちであれば、大体どこの集落のどの人までは、大体40年間、役場にお勤めであったわけですから、覚えてございますから、そういう意味も含めて、今、OBの方、2人の方に今、地域に毎日おっていただきまして、その対応をしていただくことと、そして今言いましたように、高野さんには、そういう安心・安全面について進めております。

観光案内、今、うちの方も10人ほどの、山村将護さんですかね、将護さんを筆頭に、十数人ほどの観光案内の方をお願いをいたしているところでございます。役場に、職員というよりも、どのような形でOBの方でもですね、雇うというか、雇用していただいて、やるには何らいささか問題はないと、私は思っております。ただ、観光協会の方にですね、そういうシステムをつくるのが一番ベターかなと。

それともう一つは、観光協会、ちょうど町の真ん中にありますものですから、車が通るとに、少し便利が悪いと。ここはこの役場の近くとか、今の農協さんとかですね、そういう近くに観光協会があれば、もっと利便性もあるんじゃないかなという問題もございますけれども、なかなか町の真ん中にあるということで、少しは観光協会の方も利便性が悪いかと、そのように思っております。しかしながら、バスの発着とか、そういうものについてはしっかりしておりますこと、また銀行にも近いこと、郵便局にも近いこと、いろんなものを考えますと、どっちがリスクが高いか分かりませんが、そういうのも含めると、今のところで、交流センターでいいという部分もございます。今から本当の意味での、この23年度、新幹線が通ってですね、この阿蘇、また天草、いろんなお話がございます。そして、

増える可能性が十分あるなら、当然、雇用して、観光の案内人みたいな、案内所みたいなものは、是非つくっていくべきだろうと思いますし、今日の新聞等を見ますと、熊本駅ですね、乗り降りじゃなくて、降りるのが30万ぐらい減るんじゃないかなど、そのような新聞が今日の熊日に載っておりましたが、そのようなことを見たり聞いたりしますと、大変不安に思います。これで大丈夫かなと、そのように思いますけれども、これはあくまでも今の熊日さんのデータを基にした文章でございますから、それが決して決定と、そのようになるというふうには限っておりませんので、私どももこの高森町に1人でも多く、また滞在ができるような、そのような観光客の呼び込みには頑張りたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 町長、私が申し上げたのはですね、観光案内人じゃなくて、一口で言うならば、観光の先生ですね、高森町の観光はこうしなさい、ああしなさいと、そういう人の雇用をしてみてもどうかということをお願いしたわけですが、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） それはですね、アドバイスをするのは、いっぱいお聞きをしてですね、いっぺん町の方もですね、三、四百万出してですね、素晴らしい先生方を雇って、計画をしたことがございます。なかなかアドバイスで、いつも言いますが、そのときはですね、あまりにも絵が良すぎてですね、湯布院の感じのような発想でございました。しかし、湯布院の発想では、高森町の観光はできませんよということで、何か没になったような気がいたしております。そうやって雇うことには、お願いをするとは、十分今度もやっぱりやっばりやっばりいかにかんというのには、それはもう思っております。この本当の意味での高森町独自で、この高森のことをよく分かった計画をしていただく方を雇う。そしてまた、ここに総合計画書の中にも書いてありますようにですね、もうこれがいつも書いてあることは、中身えらい中身は何年作っても、変わっておりません。だから、そういう意味におきましては、十分来ていただいて、相談するコンサルタント、そういう方をお願いする余地は十分あるのではなかろうかなと思っております。今後も十分検討してですね、進めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい。いろいろ、町長以下担当課長の方にも、観光について質問しましたわけですが、町長が最後に今おっしゃった、いろんなことをや

ってみる必要があるということで、する方向で検討していただきたいと思います。

それと、今、町長の方で湯布院の話が出ましたけれども、これは以前、私、町長に一般質問で申し上げたと思いますけれども、高森町独自のいろんな分野でやっていく必要があると思いますけれども、ほかの市町村ですら、良いことならば、どんどん真似してもいいと思うんですよ。悪いことは真似せんでですね、良いことなら、どんどん真似して、そして合わなければ真似せんでいいわけであって、ほかの自治体の良いところはどんどん今後、観光行政に結び付けていただいて、先ほど課長にも言いましたように、町の観光協会ともですね、今後さらなる連携をとっていただいて、熊本県下にトンネルの施設はそうあるわけじゃありませんので、今日は湧水館に限っていろいろ話しましたけれども、今後、湧水館がですね、入込み客も多くなり、町の中が発展するよう、力を発揮していただきたいと思います。

今日は、私の質問はこれで終わります。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

傍聴者の皆様方には、大変お忙しい中にも関わりませず傍聴いただきまして、本当にありがとうございました。

なお、本日は10時開会のところ、録音施設のトラブル等によりまして、多々遅れましたことを心からお詫びを申し上げたいと思います。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時00分

6月15日(火)

(第3日)

## 平成22年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成22年6月15日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 議案第45号 平成22年度高森町一般会計補正予算について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	産業観光課審議員	甲斐敏文君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	甲斐末久君
教育委員会事務局長	佐伯実範君	総務課長補佐	杉田則秋君
住民福祉課長補佐	岩下公治君	税務課長補佐	橋本和則君
産業観光課長補佐	古庄良一君	建設課長補佐	色見継治君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤 建生 君      議会事務局庶務係長 後藤 一寛 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の開議を開きます。

住民福祉課長補佐 廣木富八君からは、公務出張のため欠席届があつておりますので報告します。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがつて、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがつて議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

#### 議案第36号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（三森義高君） 議案第36号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） おはようございます。4番、甲斐でございます。

総務常任委員会に付託されました議案第36号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6月9日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び沼田企画係長に出席を求めまして、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第37号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（三森義高君） 議案第37号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第37号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、6月9日、午前11時から、第3、4委員会室において、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び沼田企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第38号 高森町男女共同参画推進条例の制定について

○議長（三森義高君） 議案第38号、高森町男女共同参画推進条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第38号、高森町男女共同参画推進条例の制定については、6月10日、午前11時から、第3、4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び岩下課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、高森町男女共同参画推進条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第39号 高森町職員の給与の一部控除に関する条例の制定について

○議長（三森義高君） 議案第39号、高森町職員の給与の一部控除に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第39号、高森町職員の給与の一部控除に関する条例の制定については、6月9日、午前11時から、第3、4委員会室において、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び東総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに

決定をいたしました。

報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、高森町職員の給与の一部控除に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、6月9日、午前11時から、第3、4委員会室において、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び東総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第41号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。  
総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第41号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、6月9日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び東総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されま

した。

-----○-----

**議案第42号 平成22年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第42号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第42号、平成22年度高森町一般会計補正予算につきましては、6月9日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第42号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、6月10日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。また、同じく11時から、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。報告を終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第42号、平成22年度高森町一般会計補正予算につきましては、6月11日、午前10時から、第3、4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。また、同じく午前11時から、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第43号 平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第43号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算については、6月10日、午前11時から、第3、4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び阿部介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

なお、3月定例会において、もと町内にありました介護施設の過徴金問題について、6月定例会までに何らかの形で解決できないか担当課に要請をしまいましたが、他町村あたりは、高森の結果を待つということで、介護施設の代表者とも接触をいただき、代表者はあくまで間違った請求は行っていないとの答えであります。現段階では、裁判をするよりほかに方法はありますが、解決にいたしましても、町に返金される額は少額であるとのことではありますが、例えこれが少額であっても、公金であります。町民に正しく理解していただけるような説明ができるような解決が必要と思われれます。新しく顧問弁護士も代わられました中で、

新しい弁護士とも相談しながら解決策を見出すことが大事であろうかと思っております。最終的には、町長さん、それからこの議会で判断をすることになると思いますので、ご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第44号 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第44号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第44号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、6月11日、午前11時から、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び松本水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第2 議案第45号 平成22年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第2、議案第45号、平成22年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

議案第45号で提案いたしました平成22年度高森町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、口蹄疫関係によるものでございます。歳入歳出それぞれ600万円の増額補正となりまして、現計予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれ3億8,738万9,000円となります。

以下、歳入についてご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正の財源につきましては、繰越金600万円を財源とし、充当しております。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。

7ページをご覧くださいと思っております。

第3目の畜産事業費の職員手当につきましては、現在、国道265号線の宮崎県との県境に職員が2名ずつ、朝夕交替で消毒作業を行っておりますが、今後も継続が予想されますので、時間外手当の1月分を追加をいたしております。

事業費につきましては、7月から南阿蘇畜協におきましても、牛馬市が再開されると聞いておりますが、口蹄疫発生以来、4月牛馬市が行われないことに伴い



まして、出荷予定子牛の費用が嵩み、畜産農家の支出が増加したと思われまので、その飼料代分を計上いたしております。また、消毒のために必要な消石灰、酢、燃料代を追加し、計上いたしているところでございます。

今後、どのような展開になるかまったく予想がついておりませんが、現在の状況の対応ということでございます。県または地域の方々の現状、また近隣町村等の対応を精査をしながら、即、対応ができるように準備を整えてまいりたいと思っております。今のところ、この口蹄疫につきましては、約1,000万円ほど投入をいたしました。

以上、今回提案しております補正につきまして、その概要をご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

大変失礼をいたしました。

今、国道の265と説明を申し上げましたが、325号線の間違いでございましたので、訂正してお詫びを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。

口蹄疫の問題、非常に未だ終息を見ておりません。非常に畜産農家にとりましても懸念をされるわけでございます。畜産農家の痛みと申しますか、そういうものがひしひしと伝わってくるような現状でございますけれども、町におかれましても、今回、先の支援策とは別に、今回、子牛に対する飼料代ということで予算を組まれましたけれども、一つにはこれは4月の市場がストップしておりますけれども、その分についての飼料代でしょうか。

それともう一つはですね、いろんなことを聞きますと、こういった支援策、交付税の対象になるだろうという予測もされておりますけれども、そのあたりについてもお答えを願いたいと思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今にお答えします。

一つは、4月の25日、市場開催予定というのが約190頭、これについては登録が終わっておりますので、大体具体的な数字を把握しています。これについてが一応今のところ、7月1日に開催される予定でしたので、一応2カ月分を想定しています。

それから、6月25日の開催予定についてが、7月27日という想定がされております。これも現在は流動的になってはいますけれども、それについてを経費1カ月分を、大体約1カ月分を計上しております。

それから、別にですね、種を宮崎の方から付けられますので、それは宮崎の方の市場に出さなくちゃいけないルールになっているそうです。それが約10頭ぐらいが5月の市場がもう開かれないということで、これについても約2カ月程度ですね。それはあくまでも市場が開かれる日数に応じてですけれども、一応1カ月から2カ月程度の予定をしております。ただし、宮崎については、市場がいつになるかまったく予想ができていませんので、これについてはどのくらい、どうかなというのは非常に難しい状況でございます。

それからですね、今のについては決定はしておりませんが、通常、災害等があった場合は、特別交付税とかで見るということがありますけれども、一応交付税対象になるだろうということで、予算上は口蹄疫の分はうちの一般予算になってはいますけれども、その交付税の対象になるだろうという予測のもとに、一応切り分けてですね、別に予算を出していくという形をしています。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） はい。ありがとうございました。

この口蹄疫の問題、非常に懸念をされております。最悪の場合は、九州全体にまで広がる可能性もないとはいえないと言われてとるぐらい恐ろしい口蹄疫でございますけれども、7月の市場が流動的ということでございまして、これからいつ終息をするか分かりませんので、ますます畜産農家に対する支援策も追加的にお願いをせざるを得ないかなという気がします。

ですから、国・県あたりにもですね、これは全町村でございましてけれども、交付税の対象になるようにですね、お願いをされることが大事であろうと思うわけでございます。

それと同時にですね、万が一、県境まで迫ってきておりますので、万が一のことがありましたときには、即ですね、封じ込め対策といたしますか、初期の対応が非常に大事な口蹄疫でございますので、町・県を上げてですね、対応されるようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

今、相馬議員がおっしゃいましたように、もう町長もご存じでございますが、もう梅雨時期に入りまして、本当に宮崎、それも日向というところまで来ておりまして、これは私たちも農協関係で、この対応をどうするかということを実際検討しておりますが、今後ですね、町としてもう県境まで入ったという事態になったとき、どういうふうな、町長、対応をとられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） すみません。こちらからよろしいですか。

町長のところにまだこういう症例の件というのをちょっと話してない部分がありましたので、今おっしゃったみたいに、もしも近づいたらということで、一つはまずうちで取り組もうというのが、災害じゃないですけども、対策本部、これを立ち上げようということではなくてですね、対策本部がすぐ立ち上げられる状況をまずつくろうということは、だんだん近づいてきたと、今、日向からそれほど上がってきてませんけれども、もし延岡付近まで来るようであれば、対策本部を立ち上げて、今言いました24時間とかの消毒体制とか、そういうのも出てきますので、まず対策本部を立ち上げる、近づいてきて、それから準備したら間に合いませんので、対策本部を立ち上げるための一応原案というか、そういうやつを今作っている状況でございます。

それから、それが出来上れば、内部的にこういうのを、近づいてきた場合は至急立ち上げたいということで、内部的にはまず説明をしていこうかなと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今、課長の方から説明がありましたが、これはですね、ウィルスでございます。これが近づくか近づかんか見えるあれじゃありませんので、もういつもですね、対応ができるような体制をとってまろうとかんと、近づいてきたけん、なら対応しようということは、これじゃもう、私はもう手遅れになると思いますので、その点、十分に協議されまして、もういつも神経をぴりぴりさせながらですね、対応の方をよろしく願いしておきたいと思います。

○議長（三森義高君） ほかにございせんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 今、2人の議員さん、質問されましたけれども、関連でございますが、やっぱり今話があったように、入ってきて対策本部を立てる、それからじゃ遅いと思います。えびのあたりの話を聞きますと、それから今度、都城に入っ

た対応策がですね、もう入ったという時点で、問答無用じゃありませんけれども、時間をおかずにその殺処分をして埋めると。それくらいの対応がなからんと、この口蹄疫は拡大する恐れがあるということですので、やっぱりこれはもうどの町村も同じですが、ちゃんとしたマニュアルを作ってですね、もし入ったという情報が入ったら、すぐ時間をおかずに対応をする、そういう形を作ってほしいと思います。よろしく一つお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今回の件につきましては、すみません、ちょっと消毒作業の方で手一杯になっていまして、マニュアルを作ってですね、それは近づかないならしないということではなくて、そういうことをまず作って、組織を一気に立ち上げられる準備をしよう。もちろん入ったときはですね、もう理屈に関係なくやらなくちゃいけませんけれども、そうやってきますと、殺処分とかいうのは単独町村で簡単にできるものではありませんので、当然、県を巻き込んだ形になりますけれども、まず町村独自には、とにかく立ち上げる準備をまずやっていこうということで、今、お二人の議員さんがおっしゃった話につきましてはですね、もう十分検討して、即効性のあるようなやり方ですね、やっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、平成22年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

広報特別委員会につきましては、昨日14日、一般質問終了後に、第1、2委員会室におきまして、6月定例議会の議会広報紙「きずな」の編集計画について検討会を行いました。

この結果、今月末、6月28日、月曜日に第1回目の広報委員会を開くこととし、発行日につきましては、8月の盆前の8月の11日、水曜日にあたります、発送を予定しております。

執行部の方、また及び議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 養鶏場進出対策特別委員長 後藤和昭君。

○養鶏場進出対策特別委員長（後藤和昭君） 6番 後藤です。

養鶏場進出対策特別委員会の経過報告をいたします。

現在まで、7回ほど会議を重ねております。その内容については、順を追って行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4月8日、午前10時から、第3、第4委員会室において、出席委員、後藤和昭、甲斐直三、田上更生、森田勝、これは全委員です。それから、出席をした者、藤本町長、宇藤副町長、後藤産業観光課長、甲斐審議員、古庄課長補佐、それからユニティファームの方からですね、岡本社長、奥田専務、牟田さん、松山さん、平田さん、富永さんですね。それから、職務のために出席した者として、議会事務局長の古澤建生さん、それから庶務係の後藤一寛君。

協議内容といたしましては、養鶏場の進出対策についてですね、食鳥処理場蔵地台地というようなことで、調査結果報告について行われました。産業観光課長の説明、それからユニティファームの社長の説明、電力供給及び水源の渇水のリスクが大きいとの結果報告を受ける。モデル農場及び候補地関係者への報告を実施するというようなことで、次回委員会を4月12日に行うというようなことで、第1回目は決定いたしております。

第2回目でございます。4月12日、午後1時から、出席委員は委員会全員ですね。それから、説明のため出席した者、藤本町長と副町長、産業観光課長、甲斐審議員、古庄補佐、ユニティファームから岡本社長、奥田専務、牟田さん、松山さん、平田さん、それから、議会事務局長の古澤建生さん。

協議内容は、養鶏場の進出対策についてでございます。

審議の経過及び結果でございますが、食鳥処理場及び調査結果報告について、調査資料が十分でなかったために追加資料を整えるように要望いたしまして閉会いたしております。

第3回目でございます。4月の19日、午前10時から、出席委員全員、それから説明のため出席した者、藤本町長と副町長、後藤産業観光課長、甲斐審議員、ユニティファームから奥田専務、松山、平田さんです。それから、議会事務局長の古澤建生さん。

養鶏場対策について、審議の結果、これはですね、調査結果、概要、12日以降についての説明、電力についての説明、ユニティファーム奥田専務調査結果から判断し、電力供給及び飲料水補償費のリスクが多大であることから、第1候補地、これは蔵地台地になっておりましたが、要するにこれを含め、野尻、草部地域内の食鳥処理場建設については断念するとの報告を受けました。

その内容について、一番の問題は、電源の供給事業費がものすごく高いというようなことでございます。これは大体1キロ当たり1億円かかるそうでございますが、高森町の変電所から蔵地台地まで、大体2.5キロだそうでございますが、2.5億円ほどかかると。それから、竹田から今度は逆に、まあ供給できるかどうかわかりませんが、引いた場合が3.5億円と。高千穂町から引いた場合が5.5億円というような報告を受けまして、委員会といたしましても、あまりにもリスクが大きいから、これは委員会としても断念をしなければならないというようなことでございます。委員会で決めまして、あとはですね、地元で絶対造るとというような言葉で、今まで進出に対してやってこられましたけれども、その説明を十分に果たさなければいけないというようなことで、要するに町側と業者さんと、進出企業と、それから建設経済委員、一緒になっていかなければならないというようなことで、資料等を十分に揃えて、後で進出予定地の地権者の方に説明のいくというようなことを決めました。

それから、今度は第4回でございます。4月の23日ですね。これは出席委員、全委員でございます。それから、説明のため出席した者、藤本町長、宇藤副町長、甲斐審議員、古庄課長補佐、それからユニティファームの方から岡本社長、松山さん、平田さん、それから議会事務局長の古澤建生さん。

養鶏場のこれは進出対策について、もう今までと同じようなことでございますが、これは住民の人たちに今までの経緯をどういう形で説明するかというようなことでございましたが、これについては詳細なスライドを使った説明がございまして、

大体ボーリングして水を揚げたときの状態から、地域における井戸水の影響、それからもう先ほど申しあげました電気の供給の問題、そういうやつがきちっと分かるような説明を十分に行っていただきたいというようなことで、第4回目は終わっております。

それから、第5回目でございますが、これは5月の7日、午後7時からですね、草村旅館、これは大字津留でございますが、委員全員と、それから藤本町長、後藤産業観光課長、甲斐審議員、それからユニティファームの方から岡本社長、奥田専務、松山さん、地権者の方から草村秀章さん、草村征憲さん、森本新一さん、城井若生さんと、それから駐在員の馬原清二さん、赤星武博さん、瀬井義雄さん、安藤進英さんと、甲斐世津雄さん、それから古澤建生さん、この土地においては、できることを想定して十分に今まで進めてきたけれども、断念をせざるを得ないというような町長の方からの陳謝がございました。

その中でいろんな意見が出ましたが、甲斐審議員の方からですね、これは要するに、食鳥処理場ですね、断念した後、どういう形でこの振興対策をやるかというようなことでございましたが、地域の人からですね、農業振興対策ばかりじゃなくて、多面的に利用できるような何かをやってほしいというような意見が出まして、その方を確認して帰ったわけでございます。非常に残念なことでございますけれども、結果としては、進出企業でございまして、なかなかいろんな難しいこともございまして、そこで何とか非常に厳しい言葉も出ましたが、もう断念をせざるを得ないというような報告をいたして帰った次第でございます。

第6回、これは6月3日ですね。午後3時半から、出席委員、全員ですね、委員は全員。それから、説明のため出席した者として、藤本町長、後藤産業観光課長、甲斐審議員、古庄課長補佐、それから古澤建生さん。

要するに、審議の結果ですが、食鳥処理場建設の候補地選定についてというようなことで、ユニティファーム熊本から依頼をして受けました審議員の説明、それから食鳥処理場は高森色見地域の建設を基本にし、土地要件、それから開発規制等がございますので、それを考慮し、メリット・デメリットを含め、候補地複数を選定の上、青写真を提示することと。蔵地台地を含め。野尻地域の活性化のための振興策等については、これは蔵地台地の関係者、それから草部北部、それから尾下地域の食鳥処理場の建設を含めた今後の方針について説明を開催するなどが町の責任として明確に対処することということです。なお、地域の振興策等は、建設常任委員会に提案し、検討していただくというようなことで決定いたしてお

ります。

それから、第7回でございますが、先日6月11日、午後1時から4時まで行ったわけでございますが、出席委員、全員でございます。それから、説明のため出席した者、後藤産業観光課長、甲斐審議員、古庄課長補佐、それから古澤建生さんでございます。

これは候補地の選定等がございましたので、町長が出席ができない場合はですね、これは担当課から申し入れがなかったようでございますが、副町長に出席していただきたいと、委員の中から強く要望がなされました。今後ともですね、そういうことには、これはもう進出企業であっても、町がやっぱりする方向性というのは一つだろうと思いますので、そのへんの連絡を密にさせていただいてですね、協議を重ねていかなければ、議会に投げかけたような方向性じゃ、なかなか議員の方もいろんなことが出ないんじゃないかと思います。だけん、今後とも注意されまして、担当課等、十分に注意されまして、ほかのことと違いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

その中で、候補地が大体6カ所ほど出てまいりましたが、委員会といたしましては、一番このへんがいいんじゃないかというところを2カ所ほど選定いたしました。しかしながら、これは相手があることでございますので、ここでどこか、どこか、なかなか難しい言葉でございます。その内容については、担当課からユニティファームの方と、また町長の方ともですね、お話をされて、そこがいいかどうかということは検討されまして、次回につながるようお願いしたいと思っております。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（三森義高君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 議員派遣の件

○議長（三森義高君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配りましたとおりに派遣することにしたいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおりに派遣することに決定しました。



-----○-----

**日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出書について**

○議長（三森義高君） 日程第 5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで本日の日程は全部終了しました。

一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

傍聴者の方々には、大変お忙しい中にも関わりませず、議会傍聴いただきまして本当にありがとうございました。

また、口蹄疫等の消毒に携わっておられる職員のご苦勞に対し、心から感謝申し上げます。今後とも健康に留意をされ、ますます頑張ってくださいよう心から念ずるものでございます。

また、梅雨空にもなりまして、集中豪雨等も多々あるやとも思いますけれども、今後とも職員をはじめ、議員各位においても、十分、十二分に注意をされまして、災害のないのを祈る次第でございます。

会議を閉じます。

平成 22 年第 2 回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前 10 時 55 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成22年第2回定例会

平成22年6月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高  
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111